

和泉市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の趣旨にかんがみ、本市に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く民間建築物をいう。）の耐震改修を行う所有者に対し、予算の範囲内において和泉市木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。

(2) 耐震診断 法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震改修技術者 次に掲げる建築技術者をいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」（原則として、平成24年度以降に開催されたものに限る。）の受講修了者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士

イ 公益社団法人大阪府建築士会主催「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」（原則として、平成24年度以降に開催されたものに限る。）の受講修了者で、受講修了名簿に登録された者

ウ その他市長がア又はイと同等以上の技術を有すると認めた者

(4) 耐震改修計画 耐震診断の結果、建築物の各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標（以下「評点」という。）が1.0未満の木造住宅に対する次のいずれかの計画をいう。

ア 当該木造住宅の評点を1.0以上に高める計画で、耐震改修技術者が作成したもの

イ 当該木造住宅の最下階で主として就寝の用に供する部屋を含めた一部の部屋の耐震性能を確保する計画。ただし、公的機関の実験等によりその性能が証明されており、かつ、就寝の用に供する部屋から直接若しくは補強した部屋を介して屋外に避難できるものに限る。

ウ ア又はイと同等以上の耐力を有すると市長が認めた計画

(5) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、本市に存する木造住宅であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当する建築物とする。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けたものを除く。

(1) 昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物で、原則として、建基法第6条第4項又は第18条第3項の規定による建築主事の確認済証の交付を受けた建築物

(2) 現に居住又は使用している建築物及びこれから居住又は使用しようとする建築物

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法第69号）第3条に規定する団体）であつて、年間所得が12,000,000円以下の者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 耐震改修工事に要する費用（長屋及び共同住宅にあつては1戸当たりの費用をいう。以下この号において同じ。）が600,000円を超える場合にあつては、耐震改修工事に要する費用から600,000円を減じた額に3分の1を乗じた額に600,000円を加えて得た額と1,000,000円のいずれか少ない額とし、耐震改修工事に要する費用が600,000円以下の場合にあつてはその費用とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2の規定により補助対象者の所得税の額から控除される額

2 補助金の交付に当たっては、前項に規定する額のうち、あらかじめ同項第2号に規定する額を差し引いて、交付するものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ耐震改修計画を策定し、必要書類を添えて市長と協議しなければならない。ただし、補助対象建築物が和泉市木造住宅耐震設計補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたものである場合は、協議を省略することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定による協議を経た者又は和泉市木造住宅耐震設計補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修計画を作成した者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は市長が指定する期日までに、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査の上、補助

金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定の内容及び前項の規定により付した条件を補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

(耐震改修工事の着手)

第9条 補助申請者（前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けたものに限る。以下同じ。）は、当該通知書を受け取った日から30日以内に耐震改修工事に着手するものとし、着手したときは直ちに着手届を市長に提出しなければならない。

(交付申請内容の変更及び中止)

第10条 補助申請者は、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは補助申請者に対し承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助申請者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(中間検査)

第11条 補助申請者は、市長が指定する工程に達したときから4日以内に、中間検査を市長に申請しなければならない。

2 市長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前項の申請のあった日から4日以内に検査を行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による報告書、検査の結果及び添付図書等により工事内容について適正であることが確認されたときは中間検査合格証を交付するものとする。

(完了報告)

第12条 補助申請者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告書は、耐震改修工事の完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修が適正に行われたことを確認の上、補助金の額を確定し、速やかに補助申請者に補助金の額を通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助申請者は、前条の規定による補助金の確定通知書を受けたときは、当該通知書に定める確定額を請求するものとする。

(補助金の代理受領)

第15条 補助申請者は、補助申請者から依頼を受けて耐震改修工事を行った施工事業者に対し、補助金の受領を委任することができる。

2 補助申請者は、前項の委任をしようとするときは、補助金の代理受領を委任した施工事業者（以下「代理受領事業者」という。）から耐震改修工事に着手する前に同意を得なければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、第14条の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助申請者から前条第2項の規定による補助金の代理受領に係る委任状の提出があったときは、前項の適用において、前項中の「補助申請者」を「代理受領事業者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により補助金が交付されたときは、代理受領事業者は、速やかに耐震改修工事に要した費用から既に支払われた額を差し引いた額の領収書を補助申請者に交付し、その写しを市長に提出しなければならない。

4 前項の提出があったときは、補助申請者に補助金が交付されたものとみなす。

(決定の取り消し)

第17条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助申請者に対する指導)

第19条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、補助申請者に必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第20条 市長は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年4月24日令達）

- 1 この訓令は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第7条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日令達）

- 1 この訓令は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に、改正前の要綱第7条の規定によりされている申請については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月6日令達）

この訓令は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第6条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第6条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に、改正前の要綱第6条の申請をした者については、なお従前の例によることができる。